

議案審議状況

本会議・委員会から

第3回定例会 本会議

◆平成27年度狛江市一般会計補正予算(第2号)

〔提案理由〕

一般会計予算を補正する必要が生じたため。

〔主な質疑〕

・繰越金が多かったことについて、どのような理由があるか。
・普通交付税と臨時財政対策債が当初予算と比較して大幅にふえている原因は何か。また、他市も同じ状況なのか。
・公共施設整備基金と修繕基金の積み立て目標は幾らか。整備基金は、目標を設定し積み立てていくべきではないか。

〔結果〕賛成多数の可決
◆平成27年度狛江市一般会計補正予算(第2号)の編成替えを求める動議(鈴木えつお議員外4名提出)

〔結果〕賛成少数の否決

◆平成27年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

〔提案理由〕

国民健康保険特別会計予算を

区分	科目	内容	金額
総務費	総務管理費	公共施設整備基金費	100,000
		公共施設修繕基金費	200,000
		狛江駅前三角地関係費	731
		一般事務費	88,977
徴税費	徴税費	一般事務費	10,000
		戸籍住民基本台帳費	1,108
民生費	社会福祉費	障がい者理解促進・啓発事業	1,452
		国民健康保険特別会計繰出	206,572
	児童福祉費	新設保育園整備事業	34,500
		児童館施設関係費	11,783
衛生費	清掃費	清掃施設整備基金費	45,000
消防費	消防費	消防施設整備費	56,054
		災害対策関係費	2,754
教育費	教育総務費	情報教育推進費	4,240
諸支出金	基金費	財政調整基金費	400,000

補正する必要が生じたため。

〔結果〕賛成全員の可決

◆平成27年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

〔提案理由〕

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要が生じたため。

〔結果〕賛成多数の可決

◆平成27年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

〔提案理由〕

介護保険特別会計予算を補正する必要が生じたため。

〔結果〕賛成全員の可決

◆狛江市手数料条例の一部を改正する条例

〔提案理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に規定する個人番号カード及び通知カードの再交付に係る手数料を規定するため。

〔主な質疑〕

・通知カードを紛失した場合、必ず再発行を求めなければならないのか。
・国からシステムの状況について改善すべきとの指示が来ていると思うが、どう対応しているのか。

〔結果〕賛成多数の可決

◆狛江市立児童遊園設置条例の一部を改正する条例

〔提案理由〕

狛江市立緑の丘児童遊園を開園するため。

〔主な質疑〕

・トイレの使用について
・閉館時間を例えば夏場に延期することはできるか。

〔結果〕賛成全員の可決

◆狛江市選挙管理委員の選挙

〔結果〕以下の方が当選されました。

大久保 幸藏氏
圖師 孝延氏
嶋 猛氏
高羽 瑛氏

◆狛江市選挙管理委員補充員の選挙

〔結果〕以下の方が当選されました。

柴田 賢司氏
山本 格氏
土屋 陽子氏
本田 了氏

社会常任委員会

◆狛江市税条例の一部を改正する条例

〔提案理由〕

市民税等の減免申請に係る期限を改めるため。

〔結果〕賛成全員の可決

◆狛江市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例

〔提案理由〕

受給資格者の要件及び受給資格の喪失について新たに定めるため。

〔主な質疑〕

・心身障害者福祉手当との併給制限ということで、どのように整理しているのか。
・現在併給されている人数はどのくらいか。

・心身障害者福祉手当は福祉の増進、難病者福祉手当は福祉の増進と保護者の負担軽減とあるが、意味合いが変わってくるのか。

◆当事者からの話を聞いているのか。

〔結果〕賛成多数の可決

◆狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

〔提案理由〕

介護保険料の減免申請に係る期限を改めるため。

〔結果〕賛成全員の可決

◆狛江市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

〔提案理由〕

国民健康保険料の減免申請に係る期限を改めること及びその他所要の改正をするため。

〔結果〕賛成全員の可決

可決された意見書

第3回定例会では3件の意見書が提出され、うち2件を原案のとおり可決しました。可決された意見書の一部を紹介いたします。

小・中学校の全ての学年で35人学級の実施を求める意見書

地方税財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし国は、平成26年度(2014年度)税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10%への引き上げ時にはこれをさらに進めることとした。また、6月末に決定された「経済財政運営と改革の基本

方針2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化のさらなる拡大や他の偏在是正措置の導入の可能性が危惧される。こうした措置は地方税財源の拡充につながるが、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。

現在、狛江市には、子育て・教育環境の整備、福祉・医療の充実、老朽化した公共施設の維持・更新、防災力の強化など、膨大な財政需要が存在している。地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって狛江市議会は政府等に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。(送付先)内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当大臣)、社会保障・税一体改革担当大臣、地方創生担当大臣、衆議院議長、参議院議長